

第1号様式（第9条関係）

条例見直し調書

		作成年度	令和元年度	次回見直し予定	令和6年度		
条例名	美容師法施行条例						
条例番号	平成12年神奈川県条例第10号		法規集	第8編第6章第1節			
所管室課	健康医療局生活衛生部生活衛生課						
条例の概要	美容師法の規定に基づき美容の業を行う場合に講すべき衛生上の措置、美容所について講すべき衛生上の措置等に関し必要な事項を定めている。						
検討	視点	検討内容			備考		
検討	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	本条例は、美容師法の規定により条例で定めることとされている衛生上の措置等について定めるものであり、また、美容所の検査の手数料も定めていることから、必要な条例である。					
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	本条例で衛生上必要な措置として定める事項は、美容の業務における衛生を確保する上で有効に機能している。			県所管域における美容所数の推移 H30 3,038施設 H29 2,986施設 H28 3,308施設		
	効率性 〔現行の内容で効率的といえる。〕	本条例で衛生上必要な措置として定める事項は、いずれも明確かつ限定的なものであり、効率的である。 また、手数料の規定内容は明確であり、効率的である。					
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	本条例で定める事項は、公衆衛生の確保に資するものであり、「かながわグランドデザイン」の主要施策の政策分野の「安全・安心」の施策体系に適合している。					
	適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	本条例は、美容師法の規定に基づく内容となっており、憲法、法令に抵触しないものである。					
	その他						
見直し結果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 ② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 ③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ④ 改正及び運用の改善等を検討する。 ⑤ 廃止を検討する。	理由等		現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。			